

大 宣 傳

來れ同志の兄弟と東は白し

- 五、八時間労働
- 六、全国共通労働紹介所開設
- 七、労働保険老衰年金制之確立
- 八、労働者利益分配参加
- 九、所得税増徴其他累進税率の加重
- 十、小作農の保護小作料の軽減
- 十一、生産組合の保護補給
- 十二、公娼制度の廢止

汎 勞 會 々 則

- 第一條 本會は汎勞會と稱す
- 第二條 本會は日本の總領を貫徹するを目的とす
- 第三條 本會は日本全國の男女労働者を以て組織す
- 第四條 本會は中央に本部を設け各地方に支部を設け之を以て組織の爲めには最後まで強固なるべき義務を負ふ
- 第五條 本會は本部の目的を達成する爲めには最後まで強固なるべき義務を負ふ
- 第六條 本會は本部の目的を達成する爲めには最後まで強固なるべき義務を負ふ
- 第七條 本會は本部の目的を達成する爲めには最後まで強固なるべき義務を負ふ
- 第八條 本會は本部の目的を達成する爲めには最後まで強固なるべき義務を負ふ
- 第九條 本會は本部の目的を達成する爲めには最後まで強固なるべき義務を負ふ
- 第十條 本會は本部の目的を達成する爲めには最後まで強固なるべき義務を負ふ
- 第十一條 本會は本部の目的を達成する爲めには最後まで強固なるべき義務を負ふ
- 第十二條 本會は本部の目的を達成する爲めには最後まで強固なるべき義務を負ふ

東京市豊町區内幸町一ノ五

人會申込書

住 所

職 業

氏名捺印

加入日時

貴會の趣旨賛同之上加盟仕候也

汎 勞 會 御 中